

- 「議案第1号 川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第2号 川崎市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 条例第2条第2号の改正内容について

条例第2条第2号の改正については、議会が調査を行うため、選挙人その他関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる場合を特に必要があると認めるときに限ることとするため、地方自治法第100条第1項に後段が加えられたことに伴い、条例第2条第2号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に改めるものである。

《意見》

* 今回の条例改正のもととなる地方自治法第100条の改正は、「特に必要があると認める場合に限り」と修正され、抑制的な条件が追加されていることについて、国会でも議論が行われた経過がある。したがって、100条委員会の設置、運用に弊害が生じる可能性があると思われる法改正には賛同できないため、その法改正に基づく本議案についても賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第3号 川崎市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第4号 川崎市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 新型インフルエンザ等の発生時の対応について

新型インフルエンザ等の新たに発生する感染症の病原性については、予測が困難であるため、発生した感染症の病原性の特性により対応できるよう、行動計画を策定する予定である。

* 新型インフルエンザの予防接種体制について

予防接種体制については、今後、国においてガイドラインの作成が予定されており、そのガイドラインを勘案し、医師会等と協議を行い、本市の予防接種

体制を確立していきたいと考えている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第16号 包括外部監査契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

* 包括外部監査人の募集手続及び選定方法について

包括外部監査契約を締結できる者は、地方自治法の規定により、弁護士、公認会計士及び税理士の資格を持つ者等であるが、その資格を有する者等が所属する関係団体15団体に周知依頼を行い、募集を行ったものである。平成24年度では、過去最多で12人の応募があり、内訳は公認会計士が10人、弁護士が1人、税理士が1人であった。

選定に当たっては、入札方式ではなく、応募者から本市の包括外部監査に対する提案書を提出いただき、その内容により選定を行った。

* 監査を行うに当たり編成される体制について

本市では、平成11年度から包括外部監査制度を導入しており、全て公認会計士と契約を締結しているが、監査に当たっては、監査人に加えて約10人の監査に必要な専門的知識を持つ補助者で構成されるチームにより行われてきた。今回の包括外部監査人については、提案書によると約8～10人体制で対応すると示されている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第17号 東海道かわさき宿交流館の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 東海道かわさき宿交流館の運用開始後の資料の収蔵スペース等が不足した場合の対応及び運営に対する地域の支援活動への対応について

運用開始後については状況を踏まえ対応を検討していきたい。施設の運営に対する地域からの協力については、大変ありがたく、地域、指定管理者と共に連携を図っていきたいと考えている。

* 集会室等の利用料金の減免について

利用料金の減免については、対象とする団体等を含め、現在検討を行っている。

《意見》

* 本施設は、本市だけではなく、他都市からも多くの利用者が見込まれ、本市のイメージアップ等につながっていくものと思われる。本施設の事業等を支援する団体については、活動や交流の活性化を図るためにも、利用料金の減免を検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第18号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第49号 平成24年度川崎市一般会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第55号 平成24年度川崎市一般会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第52号 所得税法第56条廃止の意見書を国にあげることに係る請願」

《請願の要旨》

所得税法第56条を廃止し、家族従業者の「働き分」（自家労賃）を社会的に公正に評価することを願い、国に所得税法第56条廃止の意見書の提出を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

我が国の所得税は、納税者自らが、税法に従って所得金額と税額を正しく計算して申告する申告納税制度を採用している。所得税法第56条は、居住者と生計を一にする配偶者、その他の親族が、居住者の経営する事業から対価の支払いを受けている場合、これを事業所得等の金額の必要経費に算入しないとしており、この対価は、支払いを行った居住者の所得に含めることと規定している。

第56条の例外規定について、第57条に定められており、第1項により、一定の帳簿等を備え、記帳を行うことによって、事業と家計との分離を明確にすることができることを条件としている青色申告者に限り、その事業者の事業に専従する家族に支払った給与は必要経費に算入することが認められている。

次に、第3項には、青色申告者ではない、いわゆる白色申告者の場合は、その生計を一にする配偶者、その他の親族で、白色申告者の経営する事業に専ら従事する者がある場合に、その事業専従者が配偶者の場合は86万円、配偶者以外の場合は50万円を限度として、その白色申告者の所得の計算上必要経費とみなすことと規定されている。これは、労働日数等一定の外形的な基準の下に専従者を認定し、概算的に一定金額を必要経費とみなすこととしているものである。したがって、青色申告とは異なり、事業専従者に支払う給与の金額の実額を必要経費として認めるものではない。

次に、第4項は、第3項の規定により必要経費とみなされた金額を、支払いを受けた事業専従者の給与所得に係る収入金額とみなすこととするものである。

我が国においては、全ての個人事業者に、記帳や帳簿保存義務を課していない一方で、帳簿書類を基礎とした適正な申告を奨励する観点から、正確な記帳と帳簿保存を条件とする青色申告制度を設け、青色申告者については、事業専従者給与の必要経費への算入が認められている。また、現行所得税法においては、事業と家計の

分離が明確になっている青色申告を選択すれば、家族従業者に対し支払われる給与を、必要経費に算入できることになっていることから、所得税法第56条の規定は、不合理なものではないとされている。

なお、白色申告者には原則として、記帳義務・記録保存義務が課されない中、「確定申告を行った所得300万円超の白色申告者」には例外的に青色申告者よりは、やや簡易な形での記帳義務・記録保存義務が課されているが、平成23年12月2日に公布された「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）により、それ以外の白色申告者についても、平成26年1月1日から、「確定申告を行った所得300万円超の白色申告者」と同程度の記帳義務・記録保存義務を課することとされた。

このことに伴い、白色申告者の記帳水準が向上した場合には、現在、白色申告者に認められている一定のみなし額に基づく専従者控除について、どのような見直しが可能か等を、国において、今後検討することとされている。

《主な質疑・答弁等》

* 平成26年1月からの年所得300万円以下の白色申告者の記帳義務等の拡大内容について

平成26年1月1日から、確定申告を行った年所得300万円超の白色申告者と同程度の記帳義務・記録保存義務が課せられることとなるが、対象者は、事業所得、不動産所得等を有する全ての者であり、記帳内容については、売り上げ等の収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先、仕入先、その他の相手方の金額、名称、日々の売上、仕入れ経費等を帳簿に記載することとしている。なお、記帳に当たっては、個々の取引の金額ではなく、日々の売上の合計金額を記帳するなど簡易な方法で記載してもよいこととなっている。また、帳簿等の保存期間については、法定帳簿が7年、その他の帳簿、棚卸し帳、領収書等が5年とすることとしている。

* 所得税法第56条に関する国の動向について

平成23年度税制改正大綱において、個人の白色申告者の記帳義務化に伴い、必要経費を概算で控除する租税特別措置についてどのように考えるか、正しい記帳を行わない者の必要経費についてどのように考えるか、白色申告者の記帳水準が向上した場合には、現在、白色申告者に認められている専従者控除について、その専従の実態等を勘案し、どのような見直しが可能か、といった3点について、今後検討を行うとされた。

* 諸外国では自家労賃を必要経費として認められているという請願の主張について

諸外国の状況について、詳細には把握していないが、国会における政府答弁においては、ドイツ、フランス、アメリカ等の諸外国では、個人事業者に対する記帳保存の義務付けのもとで、自家労賃を必要経費として認められている、との答弁がなされている。

《取り扱い》

- ・たとえ家族従事者であったとしても、労働の対価として正當に評価されることは当然のことであり、所得税法第56条により、配偶者とその家族が事業に従事し

たときに必要経費として算入できないことは不適切と考える。また、所得分割の防止が、所得税法第56条の意義の一つとされているが、平成26年1月から、所得300万円以下の白色申告者についても、所得300万円超の白色申告者と同程度の記帳義務・記録保存義務を課されるように、青色申告者でも、白色申告者でも記帳義務・記録保存義務が課されることから、有用性に疑義が生じていると思われる。国における議論の後押しをすべきと考え、意見書を提出し、請願を採択すべきである。

- ・本請願については、国の所管に関する内容であり、国の所管事務事項の中で、協議、検討すべきものと思われ、意見書を提出せず、本請願については不採択とすべきである。
- ・今般の厳しい財政状況の中で、納税の明確化、透明化が求められており、その点に関する議論について、国において十分な審議がなされていない部分があるため国の動向を注視し、継続審査が望ましいとも思われるが、本請願の考えとは相容れないものであるため、意見書を提出すべきものではなく、不採択とすべきである。

《審査結果》

賛成少数不採択